

埼玉県産木材の利用に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、一般社団法人埼玉県木材協会（以下「甲」という。）と行田市（以下「乙」という。）は、行田市内の公共建築物等における木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、2 に掲げる甲の「建築物等における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物等における木材の利用の促進に関する構想

（1）構想の内容

甲は、乙が整備し、又は補助する建築物等の整備に当たり、構造や内外装に県産材を積極的に活用できるように、乙に対して技術支援や活用可能な県産材等の情報提供を行うことにより、2050 年カーボンニュートラルの実現、市内木材産業の活性化に努め、森林資源の循環利用及び地域経済の発展に貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

ア 甲は、乙が実施する行田市県産木材活用促進支援事業等の実施に当たり、県産材の積極的な活用への協力を契機として、木造化及び木質化への取組に対する技術支援を行うとともに、これらの取組を広く情報発信することにより、建築物等における県産材の利用について積極的な普及啓発に努める。

イ 甲は、行田市内の建築物等における木造化及び木質化に対して、行田木材組合と連携して県産材の安定供給に努める。

3 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、定期的な情報共有及び意見交換への協力並びに本協定に基づく甲の取組を積極的に広報する。

4 構想の対象区域

行田市内全域

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

6 その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合は、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合は、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

令和 7 年 2 月 3 日

甲 さいたま市浦和区上木崎 6 丁目 37-17

一般社団法人埼玉県木材協会

会 長 島崎政敏



乙 行田市本丸 2 番 5 号

行田市

市 長 行田邦子

